

変更理由書

案件名 : 令和6年度清水港みなとカメラ更新工事

受注者 : 電気興業株式会社

本工事は、令和7年3月25日付で電気興業株式会社と契約し鋭意施工中であるが、以下の理由により変更を行うものである。

1. システムインテグレーション、総合調整、操作権制御サーバーの調整の追加

(適用条文: 請負工事契約書第19条)

2. 新設カメラ取付用ネジ穴ピッチ変換架台製作及び設置、非常用発電機・ウォッシャ取付架台の形状変更及び新設機側盤用取付架台製作設置の追加、既設機側盤流用不可判明に伴う仕様変更

(適用条文: 請負工事契約書第19条)

3. 消火器用箱及び消火器の設置

(適用条文: 請負工事契約書第19条)

4. ①回転部に動作支障のあるハンドホール錠交換、②作業の支障となる雑木・雑草伐採にかかる運搬・処分費、③旧清水港・御前崎港から撤去したカメラ関係一式処分、④産業廃棄物に掛かる運搬処分

(適用条文: 請負工事契約書第18条(①、②、④)、第19条(③))

5. 快適トイレ設置に要する費用の追加

(適用条文: 共通特記仕様書8-1-29)

6. 【重要な変更】 工期延長
R8.1.15 ⇒ R8.2.13